

第3回 JSPO 総務発第24号  
令和3年5月7日

公益財団法人日本野球連盟  
代表者 殿

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊  
< 会印省略 >

令和2年度スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査  
審査結果通知書

標記の審査結果について、下記のとおり通知します。

記

1. 審査結果

適合

※各審査項目の評価等、詳細は別紙（審査書式）のとおり。

2. 審査所見

(1) 好事例

該当審査項目	所見
	該当なし

(2) 要改善事項

該当審査項目	所見
	該当なし

※審査所見において要改善事項が指摘された競技団体については、同封する「要改善事項通知書」の内容に従い、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査委員会へ、要改善事項の改善結果を報告すること。

以上

【本件に関する問合せ先】

・日本スポーツ協会 総務部 総務課 担当：鷹栖、島田  
TEL：03-6910-5879 FAX：03-6910-5820 E-mail：soumu@japan-sports.or.jp

## 公益財団法人日本野球連盟 スポーツ団体ガバナンスコード&lt;中央競技団体向け&gt;適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	B	<p>・2017年2月「社会人野球将来構想」を策定すべく、将来構想プロジェクト委員会を立ち上げた。本委員会は、少子高齢化や東京オリンピック・パラリンピック後のスポーツ界を取り巻く環境の激変など予想される中、10年後、20年後においても、企業スポーツとしての社会人野球が日本社会のひとつの財産として、多くの国民にその存在価値を認め続けられるためにはどうあるべきか、また、クラブチームはどのようにしてレベルアップの選手を育成できる環境を整えていくことができるのかという観点で調査研究を実施することを目的としたものである。その後、同委員会の最終答申をフォローしていく目的として、将来構想プロジェクト委員会を発展的解消し、2018年5月将来構想プロジェクト特別委員会を設置した。2018年12月理事会に答申、現在種々の課題に取り組んでいる。今後、この答申を踏まえ中期計画を策定する。</p> <p>・中期計画の策定にあたっては、将来構想プロジェクト特別委員会委員を中心に策定を進めていくが、同委員会の任期は2021年5月評議員の終結までとなっているため、任期満了後は、新たな委員会を発足（名称未定）し、引き継ぐ形で策定を進める。また、事業統轄委員会や業務執行会会議での議論を重ね2022年2月の理事会までに承認を取る予定である。尚、公表時期は2022年3月予定である。</p>	<p>・社会人野球将来構想答申（NO1）</p> <p>・2018年度第4回臨時理事会議事録（NO2）</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	B	<p>・当連盟では、人材の採用及び育成に関する計画は、策定していないため、上記中期計画の策定と並行して人材の採用及び育成に関する計画も策定し、2022年2月までに策定、同年3月公表予定。尚、策定プロセスにおいては構成員や役職員からも意見を募り、有識者の意見も反映していく予定である。</p> <p>・当連盟の事務局職員は、出向者2名を含め7名体制で運営している。事務局長、次長2名、参与1名、課長1名、主任2名である。</p> <p>・今後の課題として、人材育成面については、定期的な研修の必要性を感じており、外部機関での受講を検討している。また、人材の採用については、今後将来的に専門的知識を有する人材の中途採用を検討していく。</p>	<p>・日本野球連盟事務局職員名簿（NO3）</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
3	[原則1] 組織運営に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業年度ごとに事業報告・決算（財務諸表等）・事業計画・予算について理事会で審議、承認を取り付けている。ただし、決算（財務諸表等）については理事会承認後、評議員会で審議、承認を得ている。</li> <li>・当連盟の会期は、3月1日~2月末日である。内閣府に対して、当該年度の2月末に次年度の事業計画及び予算書、5月末に前年度事業報告及び決算書を提出するとともに、HPで公表している。</li> <li>・2022年2月までに5年程度の財務の健全性計画資料を策定していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度第2回定時理事会議事録(N04)</li> <li>・2020年度第1回定時理事会議事録(N05)</li> <li>・2020年度第1回定時評議員会議事録(N06)</li> <li>・内閣府提出書類(N07)</li> <li>・JABAホームページ <a href="https://www.jaba.or.jp/">https://www.jaba.or.jp/</a></li> </ul>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、外部理事の割合が約18.2%（4名）、女性理事の割合が約4.5%（1名）である。</li> <li>・割合が低い要因として、現行の定款施行細則第3条の定め（加盟団体より9名以内、理事会が推薦する学識経験者13名以内、計最大22名）により加盟団体からの推薦について女性に関する定めがなく、このことが特に女性理事の目標達成し難い内容になっている。</li> <li>・割合を引き上げるためには、上記の原因となっている定款施行細則を改訂する必要があり、加盟団体からの意見を聴取の上検討する。</li> <li>・外部理事の定義には、ガバナンスコードにおいては最初の就任時点で以下のいずれかにも該当しない者を指すとされている。            ア) 過去4年間の間に当該団体の役職員または評議員であった者、当該団体と加盟、所属関係等にある都道府県連盟等の役職員である者、当該団体の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である等、当連盟と緊密な関係がある者            イ) 当該競技における我が国の代表者として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者            ウ) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、当該協議の指導者として特に高い指導実績を有している者            JABAとしては、上記に該当理事であっても法務、会計、ビジネス等の専門的知見を保有する理事の場合、外部理事としてカウントする。ただし、「役員等候補者選考委員会」で推薦され、選任された者に限る。</li> <li>・2021年2月理事会までに、外部理事25%、女性理事40%のそれぞれ目標割合を決定し、達成のための具体的な方法について決定する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款施行細則第3条（理事候補者の推薦）(N08)</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、外部評議員の割合が約26.5% (9名)、女性評議員は0の状況にある。</li> <li>・外部評議員の割合については、評議員総数を踏まえ適切に設定していると思われ、女性評議員の実績がないのは、定款施行細則第2条の定め (加盟団体より23名以上25名以内、理事会が推薦する学識経験者7名以上10名以内、最大35名) により、女性に関する定めがなく、このことが女性評議員の実績に結びつかない要因となっている。</li> <li>・2021年2月までに目標割合を理事会にて決定し、達成のための具体的な方策について決定する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款施行細則第3条 (理事候補者の推薦) (NO8)</li> <li>・2020年度公益財団法人日本野球連盟 役員等一覧 (NO9)</li> </ul>
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、「アスリート委員会」は設置していないため、2022年2月までにアスリート委員会を設置する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本野球団体関係図 (2020年5月31日現在) (NO10)</li> <li>・BFJアスリート委員会規程 (案) (NO11)</li> <li>・BFJ選手選考委員会 (案) (NO12)</li> <li>・競技力向上委員会規程 (NO13)</li> </ul>
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、22名で理事会を構成している。</li> <li>・当連盟では、機関決定を迅速に行うため、5つの委員会 (①事業統轄委員会②コンプライアンス委員会③競技力向上委員会④クラブ野球活性化委員会⑤規則・審判委員会) があり、各委員会には、複数の理事を配置している。</li> <li>・事業統轄委員会委員は理事で構成されており、同委員会を除く4つの委員会の事業を統括し、円滑な運営を諮るべく必要な措置を講じている。また、理事会における連携や意思疎通を円滑にさせる役割も担う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人日本野球連盟 役員等一覧 (NO9)</li> <li>・各委員会規程 (NO13, NO14, NO38, NO41)</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、定款第33条において、代表理事（会長）を除く役員（理事・監事）は、役員就任時においてその年齢が満70歳未満としている。また、任期期間中において満70歳に達した場合であっても、その任期期間は役員として在任することができる。</li> <li>・代表理事は定年制を適用しないこととしているが、「外部理事の代表理事に関しては定年制を適用しないことができる」と2021年5月定時評議員会で定款を変更する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款第33条（役員任期及び定年）(NO15)</li> </ul>
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、10年超に関する再任を制限するルール、規約、規程はない。また、現状で10年の在任期間を超える理事は、4名存在する。</li> <li>・再任制限への対応については、例外措置の取り扱いを含め2020年12月をめどに方向性を定め、2021年5月定時評議員会において定款の改定を行う。</li> </ul> <p>【例外措置】（理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア）又はイ）のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて存在する（1期又は2期）することが考えられる。</p> <p>ア）当該理事がIFの役職者である場合</p> <p>イ）当該理事の実績を鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期計画基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠であると特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款第33条（役員任期及び定年）(NO15)</li> <li>・理事名簿（在任期間記載）(NO16)</li> </ul>
				<p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き存在することが必要な理事について、役員等候補者選考委員会において実績等を適切に評価した上で、次回役員改選時（2021年5月）に限り、激変緩和措置を適用する。</li> </ul>	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員改選時（奇数年5月）の前年12月に理事会の承認を得て、理事会とは独立した機関として「理事会推薦役員等候補者選定委員会」を設置しているが、委員に外部有識者が含まれていない。</li> <li>・2020年12月臨時理事会で、役員等候補者選考委員会を設置した。尚、地区連盟選出理事の候補者についても同委員会で機関決定することとする。また、より独立性の高い委員会を目指し、2023年5月の次期改選期には、非理事が過半数となる役員等候補者選考委員会を設置する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度第4回臨時理事会で承認された「理事会推薦役員等候補者選定委員会要領」（NO17）</li> <li>・2018年4回臨時理事会議事録（NO2）</li> <li>・2020年度第5回臨時理事会議事録（NO54）</li> </ul>
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種規程等を整備している。</li> </ul>	
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種規程等を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款(NO15)</li> <li>・事務局規程(NO20)</li> <li>・加盟団体規程(NO18)</li> <li>・事務局職員就業規程(服務規程を含む)(NO21)</li> <li>・登録規程(NO36)</li> </ul>
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種規程等を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局規程(NO20)</li> <li>・経理規程(NO22)</li> <li>・個人情報保護方針(NO23)</li> <li>・個人情報保護規程(NO24)</li> <li>・個人情報の保護に関する監査規程(NO25)</li> <li>・個人番号の提供を受ける際の本人確認について(NO26)</li> <li>・特定個人情報安全管理細則(NO27)</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	A	・常勤役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、旅費（役職員）規程及び事務局職員の給与規程等、各種規程を整備している。	・事務局職員給与規程 (NO28) ・事務局職員退職規程 (NO29) ・定年後における継続雇用に関する規程 (NO30) ・常勤役員報酬並びに役員等の費用に関する規程 (NO31) ・定款第17条（評議員に対する報酬等） (NO15)
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	A	・定款第3章において、当連盟の財産及び会計について定めている他、各種規程を整備している。	・定款第3章（財産及び会計） (NO15) ・経理規程 (NO22) ・契約処理規程 (NO32) ・契約基準要領 (NO33) ・事務処理規程 (NO34) ・特定費用準備資金等取扱規程 (NO35)
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	A	・登録規程において役員・加盟チーム及び競技者登録手続等に関する規則を定めている。ただし、加盟チームの新規加盟金及び年負担金、役員及び競技者の登録料は、毎年2月理事会において決定することとしている。 ・一般賛助会員規程において登録料に関する規則を定めている。	・登録規程 (NO36) ・一般賛助会員規程 (NO37)
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	B	・当連盟には選考に関する規程及び選手の権利保護に関する規程はないが、当連盟の上部団体BFJ（JOC加盟）が現在策定中であり2020年10月を目途にBFJ理事会において決定する予定。選手選考基準については、代表参加者の編成方針に従い、その都度委員会が定め事前に広く開示するとしている。また、選手の権利保護については、選手選考決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決するものとしている。 ・アジア競技大会等の国際試合については、当連盟の上部団体であるBFJ（JOC加盟）がそれぞれの大会に派遣する仕組みである。選手選考の過程は、当連盟が設置している「競技力向上委員会」において選定し、理事会の承認を得てBFJに推薦する体制が構築されている。 ・2022年2月までに現状の選考（推薦）プロセスについて規程を整備する予定である。	・日本野球団体関係図（2020年5月31日現在） (NO10) ・BFJアスリート委員会規程（案） (NO11) ・BFJ選手選考委員会（案） (NO12) ・競技力向上委員会規程 (NO13)
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	B	・規則・審判員会規程において、定款第4条第3項に基づく全国規模の各種国内大会及びその他の競技大会並びに講習会に審判員及び公式記録員の編成を行うこととしている。 ・2022年2月までに現状の選考プロセスについて規程を整備する予定である。	・規則・審判員会規程 (NO38)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律相談の全般として、法律事務所と顧問契約をし、コンプライアンス案件を含め、いつでも相談できる体制を整えている。</li> <li>・財務会計部門において、監査法人との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、いつでも相談できる体制を整えている。</li> </ul> <p><b>【2020年度における主なコンプライアンス事案と対応（対応は顧問弁護士の助言に基づく）】</b></p> <p>①加盟するクラブチームの運営に関する指摘 対応：指摘事項に問題がないことを説明。</p> <p>②独立リーグ球団よりJABA加盟チーム元所属選手との契約について相談。 対応：JABA加盟チームの登録を抹消した当該年度中は、当該加盟チームの承諾がなければ選手契約を締結できない旨説明。</p> <p>③加盟チーム関連企業内での事案について相談 対応：当該企業内の問題であり、本連盟が取り扱う事案ではないことを説明</p> <p>※上記の他に高校、大学、少年野球関係団体に関する相談事項が6件。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士顧問契約書 (NO39)</li> <li>・公認会計士監査契約書 (NO40)</li> </ul>
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当連盟は定款第47条に基づきコンプライアンス委員会を設置し、年1回定期的に開催している。</li> <li>・コンプライアンスの構成委員に女性委員1名を配置している。</li> <li>・コンプライアンス規程においてコンプライアンス委員の役割を明確に定められている。</li> </ul> <p>・2022年2月までに現状の処分事案への対応だけでなく、組織へのコンプライアンスの啓発を最低年1回検討する委員会としていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会規程(NO41)</li> <li>・公益財団法人日本野球連盟 役員等一覧(NO9)</li> <li>・過去3年のコンプライアンス委員会の会議録 (NO42)</li> </ul>
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会には弁護士が含まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人日本野球連盟 役員等一覧(NO9)</li> </ul>



審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	B	<p>・当連盟は、2014年7月「日本野球連盟コンプライアンス指針」を制定、役員・指導者・選手を含め他全ての競技関係者に対する行動規範を制定し、競技力の向上と野球競技の更なる発展に寄与できるよう努力している。</p> <p>・職員は、現在7名。昨年3月スポーツ・コンプライアンス教育振興機構主催の「スポーツ・コンプライアンス・オフィサー講習会」を事務局長が受講。今年は、新型コロナウイルス感染拡大のため受講を見送り、来年以降順次職員を受講させ、コンプライアンスに対する取り組み姿勢を強化していく。</p> <p>・役員員に対しては、2021年度以降は、最低1回、コンプライアンス教育を実施する予定。</p>	<p>・日本野球連盟コンプライアンス指針(NO43)</p>
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	A	<p>・当連盟は、2014年7月「日本野球連盟コンプライアンス指針」を制定、役員・指導者・選手を含め他全ての競技関係者に対する行動規範を制定し、競技力の向上と野球競技の更なる発展に寄与できるよう努力している。</p> <p>・昨年から、日本代表監督スタッフ、選手に対しては、海外に派遣する都度、BFJ（全日本野球協会）制定の「日本代表選手行動規範などについて」を教材に研修を行っている。（2020年8月Yoshida Challengeフランス遠征、10月第29回BFJアジア選手権大会大会）</p> <p>加盟チームの監督、コーチ等のスタッフ及び選手に対しては2021年度以降年1回、コンプライアンス教育を実施する予定である。</p>	<p>・日本野球連盟コンプライアンス指針(NO43)</p> <p>・日本代表選手行動規範（BFJコンプライアンス委員会）(NO44)</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当連盟は、2014年7月「日本野球連盟コンプライアンス指針」を制定、役員・指導者・選手を含め他全ての競技関係者に対する行動規範を制定し、競技力の向上と野球競技の更なる発展に寄与できるよう努力している。</li> <li>・審判に対しては2021年度以降年1回、コンプライアンス教育を実施予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本野球連盟コンプライアンス指針(NO43)</li> </ul>
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、税理士、公認会計士からの日常的なサポートを受けられる体制は整備されている。</li> <li>・組織運営において定期的にその適否について検証を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款(NO15)</li> <li>・弁護士顧問契約書(NO39)</li> <li>・税理士業務顧問契約書(NO45)</li> <li>・公認会計士監査契約書(NO40)</li> </ul>
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計の関する取引を正確かつ迅速に処理する等、公正妥当と認められる公益財団法人会計の基準に基づき業務を行っている。</li> <li>・当連盟には、専門性を有する監事を選任し、業務の適正性の確保に関する監査報告を受けている。</li> <li>・財務・経理において、法令及び経理規程に則った処理が行われているか、独立監査人による監査報告を受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款(NO15)</li> <li>・経理規程 (NO22)</li> <li>・特定費用準備金資金等取扱規程(NO35)</li> <li>・理事会推薦役員等候補者選定委員会要領(NO17)</li> <li>・独立監査人の監査報告書(NO46)</li> <li>・監事による監査報告書(NO47)</li> </ul>
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今般、スポーツ庁による「令和2年度スポーツイベント再開支援事業（民間スポーツ振興等補助金）」に申請手続きを行っているが、他の国庫金申請は行っていない。</li> <li>・JOC選手強化交付金及びJOC選手強化補助金申請は、上部団体のBFJ（全日本野球協会）が行っており、国際試合等への直接派遣は同協会が行っている。</li> <li>・当連盟は、毎年日本スポーツ振興センター、スポーツ振興くじ助成を受けているが、同センター作成の募集の手引に則り申請を行っている。尚、助成金を受けるにあたっては、所定の手続きを遵守している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興くじ助成金「募集の手引き」(NO48)</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	A	・法令上求められている決算報告書（貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財務諸表に対する注記、付属明細書、財産目録、正味財産予算実績表）、事業計画実施報告書、事業計画書、予算書、定款、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、役員名簿、評議員名簿、理事会議事録概要をHPで公開している。また、これらの書類は事務所内に保存している。	・JABAホームページ <a href="https://www.jaba.or.jp/">https://www.jaba.or.jp/</a>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	B	・前記原則2 NO6に記載のとおり、従来、日本代表選手選考（スタッフを含む）は当連盟の競技力向上委員会において選定し、理事会の承認を得て派遣元のBFJ（全日本野球協会）に推薦する形で進めている。現在、BFJ（全日本野球協会）は選手選考委員会規程策定作業を行っており、同協会の理事会承認後は、同規程に則り進めておく。同規程では、日本代表編成方針に従い、その都度委員会が定め、事前に広く開示するとしている。尚、同規程は、都度開示する予定である。	・BFJ選手選考委員会（案）(NO12) ・競技力向上委員会規程 (NO13)
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	B	・当連盟のガバナンスコードの遵守状況を速やかにHPで公開する。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理規程及び契約規程に基づき適正に処理してきており、利益相反が疑われるような事案については、個別判断をしてきた。</li> <li>・ 2022年2月末日までに利益相反ポリシーを策定し、そのポリシーに基づき、適切に管理を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理規程 (NO22)</li> <li>・ 契約処理規程(NO32)</li> </ul>
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022年2月末日までに利益相反ポリシーを策定し、そのポリシーに基づき、適切に管理を行う。</li> </ul>	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス相談窓口制度を制定し、コンプライアンスに関する受付窓口を設置した。</li> <li>・相談窓口は、当連盟の他、全国9か所に設置し、所在、FAX番号、メールアドレス、担当者名をHP上で公開している。</li> <li>・同制度の第9項では、相談者等の保護として、相談に対する不利益な取り扱いを禁止している。</li> <li>・同制度の第10項では、個人情報の保護として、相談内容の守秘義務を定めている。</li> <li>・本連盟を除く各地区9ヶ所に設置している「相談受付窓口」の担当者に対して通報が正当な行為であることの意識付けを2021年度のコンプライアンス委員会において実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに関する受付窓口の設置について（コンプライアンス相談窓口制度）(NO49)</li> </ul>
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分基準ガイドラインにおいて①役員②職員③指導者・競技者及び審判員に分類し、処分内容を制定している。最終処分権限は、会長に属するが、戒告・けん責は、コンプライアンス委員会にて処分を草案し会長に具申する。また、戒告・けん責より重い処分は、理事会にて審議し会長が最終結審する。</li> <li>・日本代表選手を派遣するBFJ（全日本野球協会）では、日本代表選手行動規範を策定し、行動規範があった場合の処分及び懲罰に関する規則を制定している。</li> <li>・通報制度の「運用体制」自体に関して有識者（弁護士）を入れて整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分基準ガイドライン (NO50)</li> <li>・日本代表選手行動規範 (BFJコンプライアンス委員会) (NO44)</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員（理事・監事）については、定款34条において職務上の義務違反や心身の故障のため職務執行に支障がある場合は、評議員会の決議によって解任できることとしている。</li> <li>・役職員、指導者、競技者及び審判に対する懲戒の種類、手続き等は、処分基準ガイドラインに定められている。</li> <li>・加盟団体においては、加盟団体規程第11条に遵守すべき事項を定め、第18条に処分内容を定めている。</li> <li>・職員については、事務局職員就業規則第39条に懲戒に関する処分内容の定めがあり、懲戒は理事会に諮ったうえ、会長が行うものとしている。また、懲戒処分の通知は、その旨を記載した書面を当該職員に交付することとしている。</li> <li>・不服申立については、登録規程第51条に当連盟が決定する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構に行い、「スポーツ仲裁機規則」に従い、仲裁により解決されるものとしている。</li> <li>・2022年2月までに処分決定に至るまでの手続きや、周知、意見聴取機会提供、処分結果に対する通知・不服申立等手続きの書面告知の規程等の整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款 (NO15)</li> <li>・事務局職員就業規則 (NO21)</li> <li>・処分基準ガイドライン (NO50)</li> <li>・加盟団体規程 (NO18)</li> <li>・登録規程 (NO36)</li> </ul>
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分審査を行う倫理審査室には、弁護士という中立性、専門性を有するメンバーが含まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理審査室規程 (NO19)</li> <li>・2020年度公益財団法人日本野球連盟 役員等一覧 (NO9)</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	A	<p>・加盟団体規程第19条（不服申立）において、日本スポーツ仲裁機構に対して不服申し立てを行い、同機構が定める規則に基づく仲裁により解決すると定めている。ただし、申立期間の期限は定めていない。</p> <p>規程第51条において、当連盟の全てにおける決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構に対して行い、同機構が定める規則に基づく仲裁により解決すると定めている。</p> <p>・不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。</p>	<p>・加盟団体規程（NO18）</p> <p>・登録規程（NO36）</p> <p>・日本スポーツ仲裁機構HP</p>
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	B	<p>・処分対象者に対して、日本スポーツ仲裁機構の利用が可能であることを通知している。ただし、不服申立等の手続きについて、明確な説明は行っていないため、今後対象となる事案が発生した場合は、都度不服申立等の手続きについて、明確な説明を行うこととする。尚、2022年2月末までに規程改定を行うこととする。</p>	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	B	・危機管理については、都度臨時理事会また業務執行会議開催において対応してきたが、GCで求められている事項について遵守しているとまではいえないため、2022年2月末日までに危機管理マニュアルを制定することとする。	なし
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	N	。2018年加盟チーム所属の選手及び監督による登録規程違反が発生。重大な事案であることから、事実調査を行った上で速やかに倫理審査室会議を開催。同会議で事実調査内容を説明し、改めて委員（委員長：当連盟会長、副委員長：顧問弁護士他委員）に対して事実認定内容の了承を取り付けた。その後、当事者2人に対して事実内容を説明した上で弁明の機会を与え、事実認定を成立。その上で処分内容を決定した。同日、理事会の承認を得て翌日同チームあて処分内容を通知した。併せて、マスコミあてリリースを行った。再発防止策を講じ、後日関係団体並びに加盟チームに対して通達した。	・倫理審査室規程 (NO19) ・公益財団法人日本野球連盟 役員等一覧 (NO9) ・再発防止策の通達文 (NO51)



審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	N	・過去4年間に於いて、不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。	・倫理審査室規程 (NO19) ・2020年度公益財団法人日本野球連盟役員等一覧 (NO9)
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	B	・加盟団体規程において、加盟団体の権限、義務を明記している。また、理事会の決議により処分を行うことを規定している。ただし、加盟団体に対する事業運営について必要な指導・助言を行うことについては、不十分であるため、規程の整備を行うと同時に積極的な指導・助言をおこなうこととする。 ・2022年2月までに助言・指導・支援の方針等を定め、その運用を行う予定である。なお、オンラインの運用も実施予定である。	・加盟団体規程 (NO18) ・登録規程 (NO36) ・日本スポーツ仲裁機構 HP
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	A	・毎年行っている加盟団体事務担当者会議では各種情報提供を行っているが、情報提供のみならず研修会の開催等積極的に行っていく。（令和2年はコロナの影響により中止） ・毎年開催される都市対抗野球大会期間中に地区連盟会長会議を開催し、当連盟の重要事項の説明を行うと同時に当連盟（会長）に対して意見を述べる等情報の共有に努めている。（平成30年実施、令和元年日未実施）	・2018年地区連盟会長懇談会開催について (NO52) ・2019年度各地区連盟・各加盟地方団体「事務担当者連絡会議」の開催について (NO53)